

# みどり投資促進税制をご活用ください

みどりの食料システム法に基づく計画の認定を受け、令和5年度中に堆肥を生産するための機械・建物を導入する場合、**導入当初の所得税・法人税の負担を軽減**できます

特別償却  
機械等32%、建物等16%

取組内容に応じて、計画を2種類選択いただけます。  
いずれの場合も発注・着工前に計画認定を受ける必要が  
ありますので、お気軽に事前相談をお願いします。

## 基盤確立事業実施計画

### 堆肥を耕種農業者へ販売

<ポイント>

- ✓ 堆肥を生産し、JA区域や都道府県域を越えて**広域的**に普及
- ✓ 堆肥の生産・販売拡大に向けた5か年計画を作成

<税制対象設備>

堆肥の生産やペレット化に用いる機械及び一体的な建物等が**広く対象**  
(ただし、計画の認定を受けた後、令和8年3月31日までに取得したものが対象になります。)

<申請先>

地方農政局等



## 環境負荷低減事業活動実施計画

### 堆肥を自らの農地に施用

<ポイント>

- ✓ **自らの農地や牧草地**に生産した堆肥を**施用**し、農作物・飼料を生産
- ✓ 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減に向けた5か年計画を作成

<税制対象設備>

**みどり投資促進税制対象機械**及び一体的な建物等

(ただし、計画の認定を受けた後、令和8年3月31日までに取得したものが対象になります。)

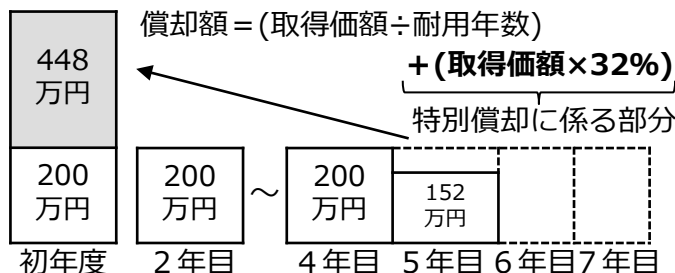
<申請先>

都道府県担当部署

みどり投資促進税制  
対象機械はコチラ



## 1,400万円の機械を整備した場合の特別償却（32%）のイメージ



自動攪拌機



ペレタイザー

畜産クラスター事業やみどりハード事業※、国内肥料資源利用拡大対策などの補助事業との併用が可能ですので、活用をご検討ください。

※みどりの食料システム戦略推進交付金のうち「持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策」の「環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策」